

日程第 2 議案第 5 号

熊谷市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

熊谷市教育委員会公告式規則（平成 17 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「別表に定める掲示場」を「市のホームページに設置した電子掲示場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他特別の事由により電子掲示場に掲示することができないときは、別表に定める掲示場に掲示してこれを行うことができる。

第 2 条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（委任）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

日程第 2 議案第 6 号

熊谷市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

熊谷市立小・中学校職員服務規程（平成 17 年教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「執務開始時刻までに出勤し、直ちに所定の出勤簿に自ら押印しなければならない」を「勤務を要する日の執務開始時刻までに出勤しなければならない」に改め、同条第 2 項中「出勤簿に記載して置かなければならない」を「勤務整理簿に記載しておかなければならない」に改め、同条第 3 項中「出勤簿」を「勤務整理簿」に改める。

第 28 条第 3 号中「職員出勤簿統計表」を「職員勤務整理簿統計表」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（熊谷市立小・中学校事務共同実施運営規程の一部改正）
- 2 熊谷市立小・中学校事務共同実施運営規程（平成 29 年教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
別記様式中「出勤簿」を「勤務整理簿」に改める。

議案第6号の参考資料

熊谷市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

熊谷市立小・中学校職員服務規程（平成17年教育委員会訓令第4号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（出勤）</p> <p>第7条 職員は、校長の定める<u>勤務を要する日の執務開始時刻までに出勤しなければならない。</u></p> <p>2 職員の出張、研修、休暇、欠勤、遅刻又は早退等の場合は、校長又は校長のあらかじめ指定する職員が、その旨を<u>勤務整理簿に記載して置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>勤務整理簿</u>の様式は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>（出勤）</p> <p>第7条 職員は、校長の定める<u>執務開始時刻までに出勤し、直ちに所定の出勤簿に自ら押印しなければならない。</u></p> <p>2 職員の出張、研修、休暇、欠勤、遅刻又は早退等の場合は、校長又は校長のあらかじめ指定する職員が、その旨を<u>出勤簿に記載して置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>出勤簿</u>の様式は、教育委員会が別に定める。</p>
<p>（校務報告）</p> <p>第28条 校長は、次の事項については速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>職員勤務整理簿統計表</u></p> <p>(4)～(12) （略）</p>	<p>（校務報告）</p> <p>第28条 校長は、次の事項については速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>職員出勤簿統計表</u></p> <p>(4)～(12) （略）</p>

日程第 2 議案第 7 号

熊谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市公民館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（区域、供用施設及び分館組織）

第 2 条 組織としての公民館の名称及びその所管する主な区域は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の公民館の用に供する主な施設は、別表第 2 のとおりとする。

3 第 1 項の公民館（熊谷市中央公民館及び熊谷市妻沼中央公民館を除く。）に組織としての分館を設ける。

4 前項の分館の名称及び略称は、別表第 3 のとおりとする。

5 第 3 項の分館の区域は、その属する公民館の区域とする。

第 6 条第 2 号イ中「(中央公民館に限る。)」を削り、同号ウ中「関すること」の次に「(他の課が維持管理するものを除く。)」を加え、同号オを次のように改める。

オ 削除

第 6 条第 3 号エ中「関すること」の次に「(熊谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 22 年条例第 32 号）の規定により市長が管理し、及び執行する事務を除く。)」を加える。

第 8 条中「ほか、」を「ほか」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	主な区域
熊谷市中央 公民館	熊谷市全域

熊谷市妻沼 中央公民館	熊谷市全域
熊谷市第1 中央公民館	<p>本町一丁目、本町二丁目、仲町、星川一丁目、星川二丁目、鎌倉町、弥生一丁目、弥生二丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、筑波一丁目、筑波二丁目、筑波三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、箱田一丁目、箱田二丁目、箱田三丁目、箱田四丁目、箱田五丁目、箱田六丁目、箱田七丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、万平町一丁目、万平町二丁目、曙町一丁目、曙町二丁目、曙町三丁目、曙町四丁目、曙町五丁目、肥塚、肥塚一丁目、肥塚二丁目、肥塚三丁目、肥塚四丁目、中西一丁目、中西二丁目、中西三丁目、中西四丁目、中央一丁目、中央二丁目及び中央四丁目の全部。末広四丁目の一部、箱田の一部、河原町二丁目の一部、宮前町二丁目の一部、上之の一部、上川上の一部、平戸の一部、戸出の一部、円光一丁目の一部、円光二丁目の一部、中央三丁目の一部及び中央五丁目の一部</p>
熊谷市第2 中央公民館	<p>本石一丁目、本石二丁目、石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目、石原、月見町一丁目、月見町二丁目、赤城町一丁目、赤城町二丁目、赤城町三丁目、榎町、宮本町、伊勢町、見晴町、河原町一丁目、宮前町一丁目、大原一丁目、大原三丁目、大原四丁目、桜町一丁目及び桜町二丁目の全部。河原町二丁目の一部、宮前町二丁目の一</p>

	部、大原二丁目の一部、円光一丁目の一部及び円光二丁目の一部
熊谷市第3中央公民館	柿沼、代、原島、新島、小曾根、上中条、今井、大塚、上奈良、中奈良、下奈良、四方寺及び奈良新田の全部。大原二丁目の一部
熊谷市東部公民館	佐谷田、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、問屋町四丁目、久下、太井、新川、久下一丁目、久下二丁目、久下三丁目、久下四丁目、池上及び下川上の全部。末広四丁目の一部、箱田の一部、上之の一部、上川上の一部、平戸の一部、戸出の一部、中央三丁目の一部及び中央五丁目の一部
熊谷市西部公民館	玉井、久保島、新堀、高柳、玉井一丁目、玉井二丁目、玉井三丁目、玉井四丁目、玉井五丁目、玉井南一丁目、玉井南二丁目、玉井南三丁目、大麻生、小島、広瀬、川原明戸、武体、瀬南、東別府、西別府、下増田、別府一丁目、別府二丁目、別府三丁目、別府四丁目、別府五丁目、三ヶ尻、新堀新田、拾六間、御稜威ヶ原、美土里町一丁目、美土里町二丁目、美土里町三丁目、籠原南一丁目、籠原南二丁目及び籠原南三丁目の全部
熊谷市南部公民館	村岡、万吉、楊井、平塚新田、上恩田、中恩田、下恩田、手島、小泉、屈戸、津田新田、中曾根、吉所敷、沼黒、高本、津田、向谷、相上、玉作、箕輪、冑山、小八林、船木台一丁目、船木台二丁目、船木台三丁目、船木台四丁目、船木台五丁目、成沢、三本、上新田、押切、樋春、御正新田、江南中央一丁目、江南中央二丁目、江南中央三丁目、須賀広、野原、小江川、塩、板井、柴及び千代の全部

熊谷市北部 公民館	妻沼、弥藤吾、妻沼中央、妻沼東一丁目、妻沼東二丁目、妻沼東三丁目、妻沼東四丁目、妻沼東五丁目、男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼小島、妻沼西一丁目、妻沼西二丁目、永井太田、飯塚、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、市ノ坪、上根、江波、八ツ口、善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野、葛和田、日向、弁財、大野及び俵瀬の全部
--------------	---

別表第2（第2条関係）

名称	供用施設
熊谷市中央 公民館	熊谷市立市民ホール条例（平成17年条例第107号）第1条に規定する熊谷市立市民ホール（以下「市民ホール」という。）
熊谷市妻沼 中央公民館	熊谷市公民館使用条例（平成17年条例第104号。以下「条例」という。）第1条に規定する熊谷市妻沼中央公民館
熊谷市第1 中央公民館	条例第1条に規定する熊谷市熊谷東公民館、熊谷市桜木公民館及び熊谷市肥塚公民館並びに市民ホール
熊谷市第2 中央公民館	条例第1条に規定する熊谷市大原公民館、熊谷市上石公民館及び熊谷市荒川公民館並びに熊谷市立婦人児童館設置及び管理条例（平成17年条例第139号）第1条に規定する熊谷市立婦人児童館
熊谷市第3 中央公民館	条例第1条に規定する熊谷市大幡公民館、熊谷市農村センター条例（平成17年条例第182号）第2条に規定する熊谷市中条農村センター及び熊谷市農業活性化センター条例（平成17年条例第181号）第2条に規定する熊谷市農業活性化センター

熊谷市東部 公民館	条例第1条に規定する熊谷市久下公民館、熊谷市佐谷田公民館、熊谷市成田公民館及び熊谷市星宮公民館
熊谷市西部 公民館	条例第1条に規定する熊谷市玉井公民館、熊谷市大麻生公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市三尻公民館、熊谷市籠原公民館及び熊谷市新堀公民館
熊谷市南部 公民館	条例第1条に規定する熊谷市江南公民館及び熊谷市吉岡公民館並びに熊谷市立コミュニティ施設条例（平成17年条例第124号）第2条に規定する熊谷市立大里コミュニティセンター
熊谷市北部 公民館	条例第1条に規定する熊谷市妻沼公民館、熊谷市太田公民館、熊谷市男沼公民館、熊谷市小島公民館、熊谷市長井公民館及び熊谷市秦公民館

別表第3（第2条関係）

公民館 の名称	分館の名称	分館の略称
熊谷市第 1中央公 民館	熊谷市第1中央公民館熊谷東分館	熊谷市熊谷東公民館
	熊谷市第1中央公民館桜木分館	熊谷市桜木公民館
	熊谷市第1中央公民館肥塚分館	熊谷市肥塚公民館
熊谷市第 2中央公 民館	熊谷市第2中央公民館大原分館	熊谷市大原公民館
	熊谷市第2中央公民館上石分館	熊谷市上石公民館
	熊谷市第2中央公民館荒川分館	熊谷市荒川公民館
熊谷市第 3中央公 民館	熊谷市第3中央公民館大幡分館	熊谷市大幡公民館
	熊谷市第3中央公民館中条分館	熊谷市中条公民館
	熊谷市第3中央公民館奈良分館	熊谷市奈良公民館
熊谷市東 部公民館	熊谷市東部公民館久下分館	熊谷市久下公民館
	熊谷市東部公民館佐谷田分館	熊谷市佐谷田公民館

	熊谷市東部公民館成田分館	熊谷市成田公民館
	熊谷市東部公民館星宮分館	熊谷市星宮公民館
熊谷市西部公民館	熊谷市西部公民館玉井分館	熊谷市玉井公民館
	熊谷市西部公民館大麻生分館	熊谷市大麻生公民館
	熊谷市西部公民館別府分館	熊谷市別府公民館
	熊谷市西部公民館三尻分館	熊谷市三尻公民館
	熊谷市西部公民館籠原分館	熊谷市籠原公民館
	熊谷市西部公民館新堀分館	熊谷市新堀公民館
熊谷市南部公民館	熊谷市南部公民館大里分館	熊谷市大里公民館
	熊谷市南部公民館江南分館	熊谷市江南公民館
	熊谷市南部公民館吉岡分館	熊谷市吉岡公民館
熊谷市北部公民館	熊谷市北部公民館妻沼分館	熊谷市妻沼公民館
	熊谷市北部公民館太田分館	熊谷市太田公民館
	熊谷市北部公民館男沼分館	熊谷市男沼公民館
	熊谷市北部公民館小島分館	熊谷市小島公民館
	熊谷市北部公民館長井分館	熊谷市長井公民館
	熊谷市北部公民館秦分館	熊谷市秦公民館

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号の参考資料

熊谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表
熊谷市公民館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第35号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p><u>（区域、供用施設及び分館組織）</u></p> <p><u>第2条 組織としての公民館の名称及びその所管する主な区域は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項の公民館の用に供する主な施設は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>3 第1項の公民館（熊谷市中央公民館及び熊谷市妻沼中央公民館を除く。）に組織としての分館を設ける。</u></p> <p><u>4 前項の分館の名称及び略称は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p><u>5 第3項の分館の区域は、その属する公民館の区域とする。</u></p> <p>（事務分掌）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 管理係</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 公民館の管理に関する<u>こと。</u></p> <p>ウ 施設設備の維持管理に<u>関すること（他の課が維持管理するものを除く。）。</u></p> <p>エ （略）</p> <p>オ <u>削除</u></p> <p>カ～ク （略）</p> <p>(3) 事業係</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 体育及びレクリエーションに<u>関すること（熊谷市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年条例第32号）の規定により市長が管理し、及び執行する事務を除く。）。</u></p>	<p><u>（区域）</u></p> <p><u>第2条 公民館の区域は、別表のとおりとする。</u></p> <p>（事務分掌）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 管理係</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 公民館の管理に関する<u>こと（中央公民館に限る。）。</u></p> <p>ウ 施設設備の維持管理に<u>関すること。</u></p> <p>エ （略）</p> <p>オ <u>旧妻沼町の区域の公民館の管理運営に関すること（妻沼中央公民館に限る。）。</u></p> <p>カ～ク （略）</p> <p>(3) 事業係</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 体育及びレクリエーションに<u>関すること。</u></p>

改正案	現行																						
<p>オ (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>オ (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p> <p>別表 (第2条関係)</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 441 323 477">名称</th> <th data-bbox="323 441 799 477">主な区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 477 323 613">熊谷市中央公民館</td> <td data-bbox="323 477 799 613">熊谷市全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 613 323 792">熊谷市妻沼中央公民館</td> <td data-bbox="323 613 799 792">熊谷市全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 792 323 2069">熊谷市第1中央公民館</td> <td data-bbox="323 792 799 2069">本町一丁目、本町二丁目、仲町、星川一丁目、星川二丁目、鎌倉町、弥生一丁目、弥生二丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、筑波一丁目、筑波二丁目、筑波三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、箱田一丁目、箱田二丁目、箱田三丁目、箱田四丁目、箱田五丁目、箱田六丁目、箱田七丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、万平町一丁目、万平町二丁目、曙町一丁目、曙町二丁目、曙町三丁目、曙町四丁目、曙町五丁目、肥塚、肥塚一丁目、肥塚二丁目、肥塚三丁目、肥塚四丁目、中西一丁目、中西二丁目、中西三丁目、中西四丁目、中央一丁目、中央二丁目及び中央四丁目の全部。末広四丁目の一部、箱田の一部、河原町二丁目の一部、宮前町二丁目の一部、上之の一部、上川上の一部、平戸の一部、戸出の一部、円光一丁目の一部、円光二丁目の一部、中央三丁目の一部及び中央五丁目の一部</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な区域	熊谷市中央公民館	熊谷市全域	熊谷市妻沼中央公民館	熊谷市全域	熊谷市第1中央公民館	本町一丁目、本町二丁目、仲町、星川一丁目、星川二丁目、鎌倉町、弥生一丁目、弥生二丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、筑波一丁目、筑波二丁目、筑波三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、箱田一丁目、箱田二丁目、箱田三丁目、箱田四丁目、箱田五丁目、箱田六丁目、箱田七丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、万平町一丁目、万平町二丁目、曙町一丁目、曙町二丁目、曙町三丁目、曙町四丁目、曙町五丁目、肥塚、肥塚一丁目、肥塚二丁目、肥塚三丁目、肥塚四丁目、中西一丁目、中西二丁目、中西三丁目、中西四丁目、中央一丁目、中央二丁目及び中央四丁目の全部。末広四丁目の一部、箱田の一部、河原町二丁目の一部、宮前町二丁目の一部、上之の一部、上川上の一部、平戸の一部、戸出の一部、円光一丁目の一部、円光二丁目の一部、中央三丁目の一部及び中央五丁目の一部	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 441 967 477">名称</th> <th data-bbox="967 441 1433 477">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 477 967 568">熊谷市中中央公民館</td> <td data-bbox="967 477 1433 568">熊谷市全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 568 967 705">熊谷市妻沼中央公民館</td> <td data-bbox="967 568 1433 705">旧妻沼町全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 705 967 797">熊谷市大里公民館</td> <td data-bbox="967 705 1433 797">旧大里町全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 797 967 889">熊谷市江南公民館</td> <td data-bbox="967 797 1433 889">旧江南町全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 889 967 1507">同 熊谷東公民館</td> <td data-bbox="967 889 1433 1507">箱田の一部、上之の一部、末広二丁目、末広三丁目、末広四丁目の一部、箱田五丁目の一部、中西一丁目、中西二丁目、中西三丁目、中西四丁目、中央二丁目の一部、筑波一丁目、筑波二丁目、筑波三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、平戸の一部、戸出の一部、本町一丁目の一部、本町二丁目の一部、星川一丁目の一部、星川二丁目、弥生一丁目の一部、弥生二丁目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1507 967 1767">同 桜木公民館</td> <td data-bbox="967 1507 1433 1767">曙町一丁目、曙町二丁目、曙町三丁目、曙町四丁目、曙町五丁目、万平町一丁目、万平町二丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、河原町二丁目の一部、宮前町二丁目の一部</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	熊谷市中中央公民館	熊谷市全域	熊谷市妻沼中央公民館	旧妻沼町全域	熊谷市大里公民館	旧大里町全域	熊谷市江南公民館	旧江南町全域	同 熊谷東公民館	箱田の一部、上之の一部、末広二丁目、末広三丁目、末広四丁目の一部、箱田五丁目の一部、中西一丁目、中西二丁目、中西三丁目、中西四丁目、中央二丁目の一部、筑波一丁目、筑波二丁目、筑波三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、平戸の一部、戸出の一部、本町一丁目の一部、本町二丁目の一部、星川一丁目の一部、星川二丁目、弥生一丁目の一部、弥生二丁目	同 桜木公民館	曙町一丁目、曙町二丁目、曙町三丁目、曙町四丁目、曙町五丁目、万平町一丁目、万平町二丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、河原町二丁目の一部、宮前町二丁目の一部
名称	主な区域																						
熊谷市中央公民館	熊谷市全域																						
熊谷市妻沼中央公民館	熊谷市全域																						
熊谷市第1中央公民館	本町一丁目、本町二丁目、仲町、星川一丁目、星川二丁目、鎌倉町、弥生一丁目、弥生二丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、筑波一丁目、筑波二丁目、筑波三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、箱田一丁目、箱田二丁目、箱田三丁目、箱田四丁目、箱田五丁目、箱田六丁目、箱田七丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、万平町一丁目、万平町二丁目、曙町一丁目、曙町二丁目、曙町三丁目、曙町四丁目、曙町五丁目、肥塚、肥塚一丁目、肥塚二丁目、肥塚三丁目、肥塚四丁目、中西一丁目、中西二丁目、中西三丁目、中西四丁目、中央一丁目、中央二丁目及び中央四丁目の全部。末広四丁目の一部、箱田の一部、河原町二丁目の一部、宮前町二丁目の一部、上之の一部、上川上の一部、平戸の一部、戸出の一部、円光一丁目の一部、円光二丁目の一部、中央三丁目の一部及び中央五丁目の一部																						
名称	区域																						
熊谷市中中央公民館	熊谷市全域																						
熊谷市妻沼中央公民館	旧妻沼町全域																						
熊谷市大里公民館	旧大里町全域																						
熊谷市江南公民館	旧江南町全域																						
同 熊谷東公民館	箱田の一部、上之の一部、末広二丁目、末広三丁目、末広四丁目の一部、箱田五丁目の一部、中西一丁目、中西二丁目、中西三丁目、中西四丁目、中央二丁目の一部、筑波一丁目、筑波二丁目、筑波三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目、平戸の一部、戸出の一部、本町一丁目の一部、本町二丁目の一部、星川一丁目の一部、星川二丁目、弥生一丁目の一部、弥生二丁目																						
同 桜木公民館	曙町一丁目、曙町二丁目、曙町三丁目、曙町四丁目、曙町五丁目、万平町一丁目、万平町二丁目、桜木町一丁目、桜木町二丁目、河原町二丁目の一部、宮前町二丁目の一部																						

改正案		現行	
熊谷市 第2中央公民館	本石一丁目、本石二丁目、石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目、石原、月見町一丁目、月見町二丁目、赤城町一丁目、赤城町二丁目、赤城町三丁目、榎町、宮本町、伊勢町、見晴町、河原町一丁目、宮前町一丁目、大原一丁目、大原三丁目、大原四丁目、桜町一丁目及び桜町二丁目の全部。河原町二丁目の一部、宮前町二丁目の一部、大原二丁目の一部、円光一丁目の一部及び円光二丁目の一部	同 肥塚 公民館	肥塚の一部、肥塚一丁目、肥塚二丁目、肥塚三丁目、円光一丁目の一部、円光二丁目の一部、中央一丁目の一部、中央三丁目の一部、中央四丁目、中央五丁目の一部、箱田六丁目の一部、箱田七丁目の一部
熊谷市 第3中央公民館	柿沼、代、原島、新島、小曾根、上中条、今井、大塚、上奈良、中奈良、下奈良、四方寺及び奈良新田の全部。大原二丁目の一部	同 箱田 公民館	箱田一丁目、箱田二丁目、箱田三丁目、箱田四丁目、箱田五丁目の一部、箱田六丁目の一部、箱田七丁目の一部、中央一丁目の一部、中央二丁目の一部
熊谷市 東部公民館	佐谷田、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、問屋町四丁目、久下、太井、新川、久下一丁目、久下二丁目、久下三丁目、久下四丁目、池上及び下川上の全部。末広四丁目の一部、箱田の一部、上之の一部、上川上の一部、平戸の一部、戸出の一部、中央三丁目の一部及び中央五丁目の一部	同 宮町 公民館	宮町一丁目の一部、宮町二丁目、本町一丁目の一部、本町二丁目の一部、末広一丁目、筑波一丁目の一部、上之の一部
熊谷市 西部公民館	玉井、久保島、新堀、高柳、玉井一丁目、玉井二丁目、玉井三丁目、玉井四丁目、玉井五丁目、玉井南一丁目、玉井南二丁目、玉井南三丁目、大麻生、小島、広瀬、川原明戸、武体、瀬南、東別府、西別府、下増田、別府一丁目、別府二丁目、別府三丁目、別府四丁目、別府五丁目、三ヶ尻、新堀新田、拾六間、御稜威ヶ原、美土里町一丁目、美土里町二丁目、美土里町三丁目、籠原南一丁目、籠原南二丁目及び籠原南三丁目の全部	同 石原 公民館	石原一丁目の一部、石原二丁目、石原三丁目、本石一丁目、本石二丁目、石原の一部、桜町一丁目
		同 大原 公民館	大原一丁目、大原二丁目の一部、大原三丁目、大原四丁目の一部、円光一丁目の一部、円光二丁目の一部、石原一丁目の一部、桜町二丁目
		同 上石 公民館	石原の一部、赤城町一丁目、赤城町二丁目、赤城町三丁目、月見町一丁目、月見町二丁目、大原四丁目の一部
		同 荒川 公民館	伊勢町、榎町、宮本町、河原町一丁目、河原町二丁目の一部、見晴町、宮前町一丁目、宮前町二丁目の一部
		同 久下 公民館	久下、新川、久下一丁目、久下二丁目、久下三丁目、久下四丁目、佐谷田の一部
		同 佐谷 田公民館	佐谷田の一部、戸出、平戸の一部、末広四丁目の一部、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、問屋町四丁目

改正案		現行	
熊谷市南部公民館	村岡、万吉、楊井、平塚新田、上恩田、中恩田、下恩田、手島、小泉、屈戸、津田新田、中曽根、吉所敷、沼黒、高本、津田、向谷、相上、玉作、箕輪、青山、小八林、船木台一丁目、船木台二丁目、船木台三丁目、船木台四丁目、船木台五丁目、成沢、三本、上新田、押切、樋春、御正新田、江南中央一丁目、江南中央二丁目、江南中央三丁目、須賀広、野原、小江川、塩、板井、柴及び千代の全部	同 成田公民館	上之の一部、末広四丁目の一部、上川上、中央三丁目の一部、中央五丁目の一部
		同 大幡公民館	原島、代、柿沼、新島、大原二丁目の一部
		同 玉井公民館	玉井の一部、玉井一丁目の一部、玉井二丁目、玉井三丁目、玉井四丁目、玉井五丁目、玉井南一丁目、玉井南二丁目、玉井南三丁目、久保島、高柳
		同 大麻生公民館	大麻生、広瀬、川原明戸、小島、武体、瀬南
		同 中条公民館	今井、小曽根、上中条、大塚
熊谷市北部公民館	妻沼、弥藤吾、妻沼中央、妻沼東一丁目、妻沼東二丁目、妻沼東三丁目、妻沼東四丁目、妻沼東五丁目、男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼小島、妻沼西一丁目、妻沼西二丁目、永井太田、飯塚、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、市ノ坪、上根、江波、八ツ口、善ヶ島、上須戸、西城、田島、西野、葛和田、日向、弁財、大野及び俵瀬の全部	同 奈良公民館	上奈良、中奈良、下奈良、奈良新田、四方寺
		同 別府公民館	東別府、西別府、下増田、別府一丁目、別府二丁目、別府三丁目、別府四丁目、別府五丁目、玉井一丁目の一部
		同 三尻公民館	三ヶ尻の一部、拾六間の一部、御稜威ヶ原、新堀新田の一部、籠原南一丁目の一部、籠原南二丁目の一部、籠原南三丁目の一部
		同 吉岡公民館	万吉、村岡、平塚新田、楊井
		同 太井公民館	太井
		同 星宮公民館	池上、下川上
		同 籠原公民館	新堀の一部、三ヶ尻の一部、拾六間の一部、新堀新田の一部、美土里町一丁目、美土里町二丁目、美土里町三丁目、籠原南一丁目の一部、籠原南二丁目の一部、籠原南三丁目の一部
別表第2（第2条関係）			
名称	供用施設		
熊谷市中央公民館	熊谷市立市民ホール条例（平成17年条例第107号）第1条に規定する熊谷市立市民ホール（以下「市民ホール」という。）		
熊谷市妻沼中央公民館	熊谷市公民館使用条例（平成17年条例第104号。以下「条例」という。）第1条に規定する熊谷市妻沼中央公民館		
熊谷市第1中央公民館	条例第1条に規定する熊谷市熊谷東公民館、熊谷市桜木公民館及び熊谷市肥塚公民館並びに市民ホール		

改正案		現行	
熊谷市 第2中央公民館	条例第1条に規定する熊谷市大原公民館、熊谷市上石公民館及び熊谷市荒川公民館並びに熊谷市立婦人児童館設置及び管理条例（平成17年条例第139号）第1条に規定する熊谷市立婦人児童館	同 新堀公民館	玉井の一部、新堀の一部、玉井一丁目の一部、籠原南一丁目の一部
熊谷市 第3中央公民館	条例第1条に規定する熊谷市大幡公民館、熊谷市農村センター条例（平成17年条例第182号）第2条に規定する熊谷市中条農村センター及び熊谷市農業活性化センター条例（平成17年条例第181号）第2条に規定する熊谷市農業活性化センター	同 本町公民館	本町一丁目の一部、仲町、星川一丁目の一部、弥生一丁目の一部、宮町一丁目の一部、鎌倉町
熊谷市 東部公民館	条例第1条に規定する熊谷市久下公民館、熊谷市佐谷田公民館、熊谷市成田公民館及び熊谷市星宮公民館	同 妻沼公民館	妻沼、弥藤吾、妻沼中央、妻沼東
熊谷市 西部公民館	条例第1条に規定する熊谷市玉井公民館、熊谷市大麻生公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市三尻公民館、熊谷市籠原公民館及び熊谷市新堀公民館	同 太田公民館	飯塚、永井太田、八木田、道ヶ谷戸、上江袋、原井、市ノ坪
熊谷市 南部公民館	条例第1条に規定する熊谷市江南公民館及び熊谷市吉岡公民館並びに熊谷市立コミュニティ施設条例（平成17年条例第124号）第2条に規定する熊谷市立大里コミュニティセンター	同 男沼公民館	男沼、妻沼台、出来島、間々田、妻沼西
熊谷市 北部公民館	条例第1条に規定する熊谷市妻沼公民館、熊谷市太田公民館、熊谷市男沼公民館、熊谷市小島公民館、熊谷市長井公民館及び熊谷市秦公民館	同 小島公民館	妻沼小島
		同 長井公民館	善ヶ島、八ツ口、江波、上根、西野、西城、上須戸、田島
		同 秦公民館	葛和田、日向、俵瀬、弁財、大野

改正案

現行

別表第3（第2条関係）

<u>公民館 の名称</u>	<u>分館の名称</u>	<u>分館の略称</u>
熊谷市 第1中 央公民 館	熊谷市第1中央 公民館熊谷東分 館	熊谷市熊谷 東公民館
	熊谷市第1中央 公民館桜木分館	熊谷市桜木 公民館
	熊谷市第1中央 公民館肥塚分館	熊谷市肥塚 公民館
熊谷市 第2中 央公民 館	熊谷市第2中央 公民館大原分館	熊谷市大原 公民館
	熊谷市第2中央 公民館上石分館	熊谷市上石 公民館
	熊谷市第2中央 公民館荒川分館	熊谷市荒川 公民館
熊谷市 第3中 央公民 館	熊谷市第3中央 公民館大幡分館	熊谷市大幡 公民館
	熊谷市第3中央 公民館中条分館	熊谷市中条 公民館
	熊谷市第3中央 公民館奈良分館	熊谷市奈良 公民館
熊谷市 東部公 民館	熊谷市東部公民 館久下分館	熊谷市久下 公民館
	熊谷市東部公民 館佐谷田分館	熊谷市佐谷 田公民館
	熊谷市東部公民 館成田分館	熊谷市成田 公民館
	熊谷市東部公民 館星宮分館	熊谷市星宮 公民館

改 正 案			現 行
熊谷市 西部公 民館	熊谷市西部公民館玉井分館	熊谷市玉井公民館	
	熊谷市西部公民館大麻生分館	熊谷市大麻生公民館	
	熊谷市西部公民館別府分館	熊谷市別府公民館	
	熊谷市西部公民館三尻分館	熊谷市三尻公民館	
	熊谷市西部公民館籠原分館	熊谷市籠原公民館	
	熊谷市西部公民館新堀分館	熊谷市新堀公民館	
熊谷市 南部公 民館	熊谷市南部公民館大里分館	熊谷市大里公民館	
	熊谷市南部公民館江南分館	熊谷市江南公民館	
	熊谷市南部公民館吉岡分館	熊谷市吉岡公民館	
熊谷市 北部公 民館	熊谷市北部公民館妻沼分館	熊谷市妻沼公民館	
	熊谷市北部公民館太田分館	熊谷市太田公民館	
	熊谷市北部公民館男沼分館	熊谷市男沼公民館	
	熊谷市北部公民館小島分館	熊谷市小島公民館	
	熊谷市北部公民館長井分館	熊谷市長井公民館	
	熊谷市北部公民館秦分館	熊谷市秦公民館	

議案第 7 号の参考資料

熊谷市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

熊谷市公民館使用条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 36 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																				
<p style="text-align: center;">様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <p>様式第 1 号(第 3 条関係) 公民館使用許可申請書 No. _____ 年 月 日</p> <p>熊谷市 公民館長あて 次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small></td> <td style="width: 45%;">住所</td> <td style="width: 40%;">電話</td> </tr> <tr> <td>会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small></td> <td>住所</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>使用目的 <small>（会合の名称）</small></td> <td>入場予定人員 約 人</td> <td>使用料 円</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td>室名・ 備品名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用期間 年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>法 係 係 議 議 係</td> <td></td> </tr> </table>	申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話	会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話	使用目的 <small>（会合の名称）</small>	入場予定人員 約 人	使用料 円	施設名	室名・ 備品名		使用期間 年 月 日から 年 月 日まで	使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		備考	法 係 係 議 議 係		<p style="text-align: center;">様式第 1 号（第 3 条関係）</p> <p>様式第 1 号(第 3 条関係) 公民館使用許可申請書 No. _____ 年 月 日</p> <p>熊谷市 公民館長あて 次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small></td> <td style="width: 45%;">住所</td> <td style="width: 40%;">電話</td> </tr> <tr> <td>会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small></td> <td>住所</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>使用目的 <small>（会合の名称）</small></td> <td>入場予定人員 約 人</td> <td>使用料 円</td> </tr> <tr> <td>使用室名 ホール（ ） 会議室 和室 調理室 その他 物品（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用期間 年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>法 係 係 議 議 係</td> <td></td> </tr> </table>	申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話	会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話	使用目的 <small>（会合の名称）</small>	入場予定人員 約 人	使用料 円	使用室名 ホール（ ） 会議室 和室 調理室 その他 物品（ ）			使用期間 年 月 日から 年 月 日まで	使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		備考	法 係 係 議 議 係	
申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話																																			
会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話																																			
使用目的 <small>（会合の名称）</small>	入場予定人員 約 人	使用料 円																																			
施設名	室名・ 備品名																																				
使用期間 年 月 日から 年 月 日まで	使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで																																				
備考	法 係 係 議 議 係																																				
申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話																																			
会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話																																			
使用目的 <small>（会合の名称）</small>	入場予定人員 約 人	使用料 円																																			
使用室名 ホール（ ） 会議室 和室 調理室 その他 物品（ ）																																					
使用期間 年 月 日から 年 月 日まで	使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで																																				
備考	法 係 係 議 議 係																																				
<p style="text-align: center;">様式第 2 号（第 4 条関係）</p> <p>様式第 2 号(第 4 条関係) 公民館使用許可書 No. _____ 年 月 日</p> <p>熊谷市 公民館長 次のとおり許可します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small></td> <td style="width: 45%;">住所</td> <td style="width: 40%;">電話</td> </tr> <tr> <td>会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small></td> <td>住所</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>使用目的 <small>（会合の名称）</small></td> <td>入場予定人員 約 人</td> <td>使用料 円</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td>室名・ 備品名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用期間 年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話	会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話	使用目的 <small>（会合の名称）</small>	入場予定人員 約 人	使用料 円	施設名	室名・ 備品名		使用期間 年 月 日から 年 月 日まで	使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		備考			<p style="text-align: center;">様式第 2 号（第 4 条関係）</p> <p>様式第 2 号(第 4 条関係) 公民館使用許可書 No. _____ 年 月 日</p> <p>熊谷市 公民館長 次のとおり許可します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small></td> <td style="width: 45%;">住所</td> <td style="width: 40%;">電話</td> </tr> <tr> <td>会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small></td> <td>住所</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>使用目的 <small>（会合の名称）</small></td> <td>入場予定人員 約 人</td> <td>使用料 円</td> </tr> <tr> <td>使用室名 ホール（ ） 会議室 和室 調理室 その他（ ） 物品（ ）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用期間 年 月 日から 年 月 日まで</td> <td>使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話	会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話	使用目的 <small>（会合の名称）</small>	入場予定人員 約 人	使用料 円	使用室名 ホール（ ） 会議室 和室 調理室 その他（ ） 物品（ ）			使用期間 年 月 日から 年 月 日まで	使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		備考		
申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話																																			
会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話																																			
使用目的 <small>（会合の名称）</small>	入場予定人員 約 人	使用料 円																																			
施設名	室名・ 備品名																																				
使用期間 年 月 日から 年 月 日まで	使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで																																				
備考																																					
申請者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話																																			
会場責任者氏名 <small>（団体名及び代表者名）</small>	住所	電話																																			
使用目的 <small>（会合の名称）</small>	入場予定人員 約 人	使用料 円																																			
使用室名 ホール（ ） 会議室 和室 調理室 その他（ ） 物品（ ）																																					
使用期間 年 月 日から 年 月 日まで	使用時間 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで																																				
備考																																					

議案第 7 号の参考資料

熊谷市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

熊谷市教育委員会事務専決規程（平成 17 年教育委員会訓令第 1 号）

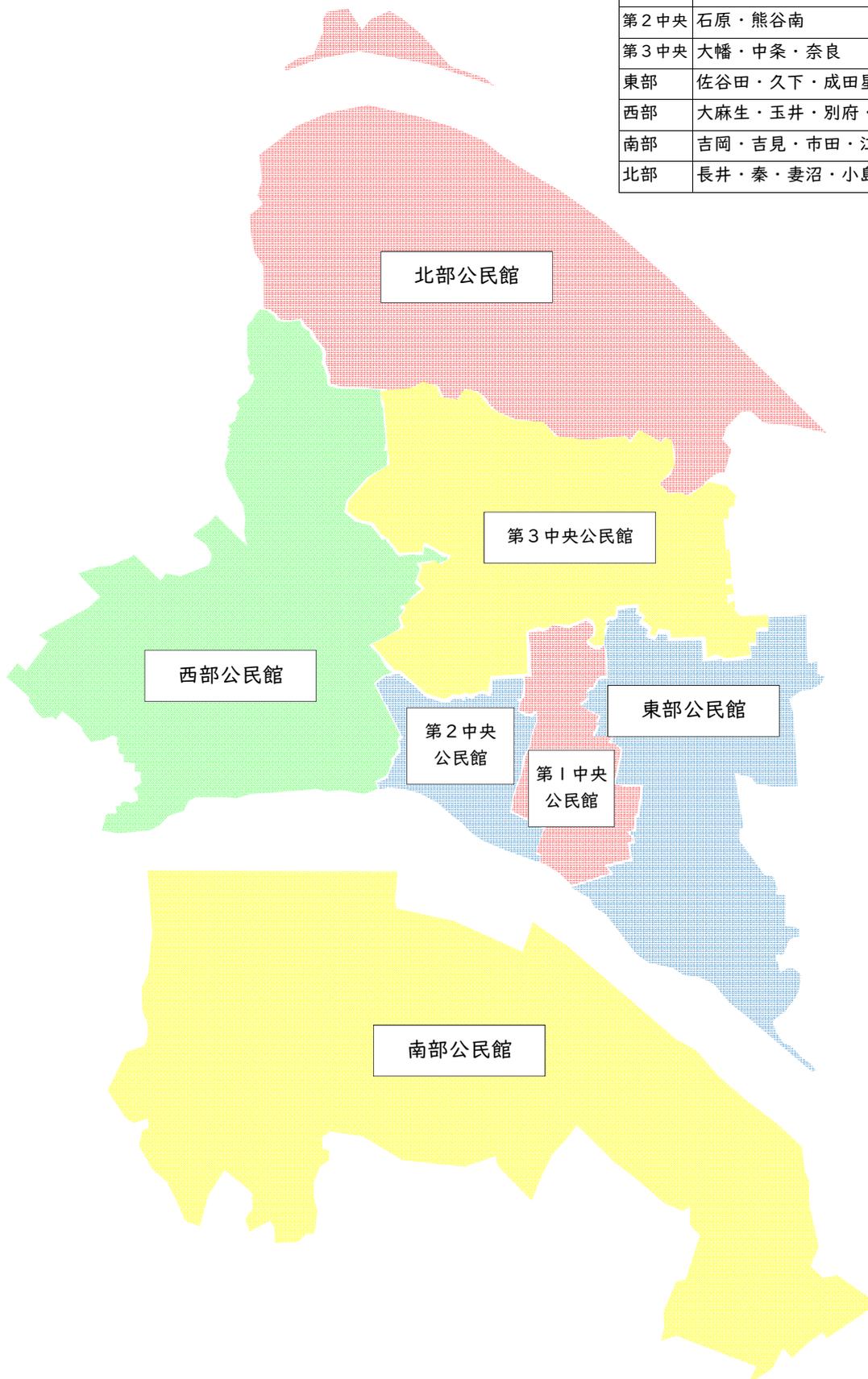
（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この訓令は、熊谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 7 号）その他の法令等の規定により教育長が処理することとなる事務の一部を、教育委員会部局の教育次長並びに課長、熊谷学校給食センター所長、江南学校給食センター所長、中央公民館長、<u>妻沼中央公民館長、第 1 中央公民館長、第 2 中央公民館長、第 3 中央公民館長、東部公民館長、西部公民館長、南部公民館長、北部公民館長</u>、文化センター所長、文化会館長、熊谷図書館長、プラネタリウム館長、大里図書館長、妻沼図書館長、江南図書館長、江南文化財センター所長及び教育研究所長（以下「課長」という。）に専決させるため、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この訓令は、熊谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 17 年教育委員会規則第 7 号）その他の法令等の規定により教育長が処理することとなる事務の一部を、教育委員会部局の教育次長並びに課長、熊谷学校給食センター所長、江南学校給食センター所長、中央公民館長、<u>妻沼中央公民館長</u>、文化センター所長、文化会館長、熊谷図書館長、プラネタリウム館長、大里図書館長、妻沼図書館長、江南図書館長、江南文化財センター所長及び教育研究所長（以下「課長」という。）に専決させるため、必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第7号の参考資料

○7つの地域館の対象区域（案）

公民館	主な区域（小学校区に基づき設定）
第1中央	熊谷東・熊谷西・桜木
第2中央	石原・熊谷南
第3中央	大幡・中条・奈良
東部	佐谷田・久下・成田星宮
西部	大麻生・玉井・別府・三尻・籠原・新堀
南部	吉岡・吉見・市田・江南南・江南北
北部	長井・秦・妻沼・小島・妻沼西



日程第 2 議案第 8 号

熊谷市公民館使用条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市公民館使用条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「

使用室名	ホール() 会議室 和室 調理室 その他 物品()
------	--------------------------------

」を

「

施設名		室名・ 備品名	
-----	--	------------	--

」に、

様式第 2 号中

「

使用室名	ホール() 会議室 和室 調理室 その他() 物品()
------	-----------------------------------

」を

「

施設名		室名・ 備品名	
-----	--	------------	--

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

日程第 2 議案第 9 号

熊谷市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

熊谷市教育委員会事務専決規程(平成 17 年教育委員会訓令第 1 号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「妻沼中央公民館長」の次に「、第 1 中央公民館長、第 2 中央公民館長、第 3 中央公民館長、東部公民館長、西部公民館長、南部公民館長、北部公民館長」を加える。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。